

## 規範形成過程に関するノート

— Homans v.s. Lévi-Strauss 論争に即して —

盛 山 和 夫

いわゆる社会学的交換理論に二つの相対立する知的伝統が存在することは周知のことである。〔Ekeh, 1974〕。ひとつは, Homans, Blau らを中心とする個人主義的, 功利主義的交換理論であり, 他方は Durkheim 学派の伝統を引く Mauss, Lévi-Strauss の交換理論である。この二つの知的伝統は, 社会学史を貫ぬいて流れる二つの大きな潮流, T. Parsons がその間を架橋しようとしたところの二つの異なる社会観, すなわち, 功利主義的個人主義といわゆる集合主義とを代表している。功利主義的個人主義の知的出自が19世紀功利主義哲学にあることは疑いなく, それは, 個々人が利己的に自らの効用の増大を求めて行動することによっておのずから望ましい社会秩序が形成されると考える。社会学的功利主義者はこれに, すべての社会秩序は — 望ましいか望ましくないかにかかわらず — 個々人の利己主義的な効用追求の結果として生じたものである, という命題をつけ加えた。したがって, この派に属する交換理論の問題意識は, 個々人が効用極大化を求めて行為する社会的相互作用を通じて, いかんして社会秩序が現出するかを論証することである。

他方, いわゆる集合主義は Durkheim に明らかなように, はっきりと19世紀功利主義思想に対する反指定として出現した。しかしこの派の社会観が英米の社会学界に導入されたのは, むしろ英国社会人類学を通じて, その代表が Radcliffe-Brown である。彼は, オーストラリアやアフリカの諸部族の社会組織の研究を通じて「社会構造の機能主義的説明」の様式を確立した。(とくに, Radcliffe-Brown, 1935, 参照。) これによると, ある社会秩序が存在するのは, それが社会全体に対して機能的だから, すなわち社会全体の存続にとって役立つからだと, ということになる。<sup>1)</sup> したがって, この派に属する交換理論では, ある所与の社会的交換制度がいかなる構造をもち, そしていかなる社会的機能を果しているのかを説明することが一義的な問題となる。

このようにして, 同じ交換理論と言っても二つの学派の問題状況は全く異なることが分る。功利主義的個人主義派では, 個々人のレベルでの交換(相互作用)を通じて社会秩序の発生の説明をすることが問題であり, かくて生じた社会秩序とは必ずしも「交換」として把握されるものでなくともよい。それに反して, 機能主義派(以下, 誤解され易い集合主義という用語を避けてこう呼ぼう)では, まず制度化された社会的交換があり(といっても, 現象をかかものとして把握するという作業が前提にあるのだが), その構造を理解しかつ説明することが問題である。したがって, この二つの立場が異なる問題を追いかけている限りでは, 両者は相補的であっても必ずしも矛盾的ではないと言えるかもしれない。ところが, 両者がともに同じ社会制度を説明しようとする時, 両者の理論上の明確な対立が明らかとならざるをえない。

人類学上名高い Homans v.s. Lévi-Strauss 論争は, このような対立する社会学の二大潮

1) T. Parsons の構造-機能主義がこの派の考えに大きく示唆を受けていることは明らかである。が, いくつかの重要な相違がある。しかしこの点を論じるのは本稿の任ではない。

流がひとつの具体的な問題をめぐって相まみえた、極めて興味深い事件であった。

## 二

1950年に“*The Human Group*”を表わして個人間の感情 (*sentiment*) がいかにか人々の行動に影響するかを体系的に述べ立てた Homans は、人類学者の C. Kluckhohn にすすめられて Lévi-Strauss の“*Les structures élémentaires de la parenté*” (1949) を読んだ。そしてそこに彼が見出したものは、彼にとって「皮フ下のとげ」であった機能主義理論による親族構造に関する大胆な体系的説明の試みであった。とりわけ彼が承服し難く思えたのは、Lévi-Strauss が、母方交叉イトコ婚を採用している社会が父方交叉イトコ婚を採用している社会よりも多いことに対して行なった次のような説明であった。

したがって最終的に次のように言えるだろう。すなわち、もし父の姉妹の娘との婚姻が母の兄弟の娘との婚姻よりも稀であるならば、それは、後者が集団のよりよい統合を可能にするのみならずそれにとって都合がいいからである。他方、前者はいかなる統一的な計画に従うこともなくて、並置された材料による不安定な構造物しか作り出しえず、そのバラバラの組成は最終的にそれが構成されているところの小さな局部構造の各々と同様の脆さにさらされているのである。〔Lévi-Strauss, 1969; 448-9〕<sup>2)</sup>

Lévi-Strauss が母の兄弟の娘との婚姻規制が集団のよりよい統合をもたらすと述べる時、そこには二つの理由が考えられている。一つは純粋に構造主義的なもので、母方交叉イトコ婚では婚姻のカルテットは4つの非対称的ペアを含むのに対して、父方婚では2つの非対称的ペアしか含まないというものである。〔*ibid*; 443-4〕もう一つの理由は構造論的である。すなわち、母方交叉イトコ婚の体系においては女性はある一定方向への循環した流れに沿って交換されるのに対し、父方交叉イトコ婚では、女性の流れは世代ごとに方向を変え、実際の交換は相隣接する二集団とだけしか行なわれぬ。〔*ibid*; 451-3〕

上の Lévi-Strauss の言明、すなわち、母方交叉イトコ婚が父方交叉イトコ婚よりも多いのはそれが集団のよりよい統合をもたらすからだ、という命題を「命題Ⅰ」と呼ぼう。Homans と Schneider が問題にしているもう一つの Lévi-Strauss の言明は、一方的交叉イトコ婚の形態と lineage のタイプとの関係に関するものである。Lévi-Strauss の一方的交叉イトコ婚の形態の構造的意味に関する分析においては、各集団が父系であるかそれとも母系であるかということは構造上全く無関係となる。このことから彼は、lineage のタイプは社会が母方交叉イトコ婚を採用しているか、父方交叉イトコ婚を採用しているかには関係しない、という意味のことを述べている。これを「命題Ⅱ」と呼ぼう。なお、後の検討のために、「実際に、母方交叉イトコ婚の事例の方が父方交叉イトコ婚よりも多い」という命題を「命題Ⅲ」と呼ぶことにする。

これに対して Homans と Schneider は、まず Lévi-Strauss の説明が“*Final Cause*”理論だと批判する。彼らは、アリストテレスがすでに「家屋はそこに人が住むためであるが、しかしそれはまた大工がそこに石を積み上げたから存在するのである」と述べて“*Final Cause*”

2) 『基本構造』の第一版と第二版との間にはかなりの改訂がほどこされているが、本稿に関する部分については相違はみられなかった。したがって引用の都合上、本稿では第二版の英訳をテキストに使うことにする。

理論を批判していることを借りて、「efficient cause なしに final cause はありえない」、  
「ある社会によってある特定の制度が採用されることを説明するためには、その制度が社会にと  
って何らかの意味で良い — たとえその良さがどう定義されようと — ことを示すだけでは決して  
十分ではない」と述べる。〔H-S, 1955 ; 214-5〕<sup>3)</sup>そして彼らは、Lévi-Strauss  
の final cause 的説明に代えて、efficient cause 的説明を提出するのである。

彼らの efficient cause 的説明はまさに功利主義的個人主義の正統を行くものである。そ  
れは、個々人の行動はその感情によって規定されるという基本的考えを背景にしている。そして、  
もしある社会が父方交叉イトコ婚ではなく母方交叉イトコ婚を採用しているのなら、そこには、  
個人の感情のレベルにおいて、父方の交叉イトコではなく母方の交叉イトコを配偶者としてより  
好ましく思う事情が存在するはずだと考える。彼らの議論を定式化すると次のようになる。

I. 一方的交叉イトコ婚の形態は、社会構造とくにエゴに対する法的権威の所在によって助長  
せられた対人関係の体系によって決定されるだろう。〔ibid ; 224〕すなわち、法的権  
威が父にあれば、母方交叉イトコ婚を、母方の兄弟にあれば父方交叉イトコ婚を採用する傾  
向があるだろう。

i) 法的権威は父系社会では父に、母系社会では母の兄弟にある傾向がある。

## II. ( I および i) の論理的帰結として)

母の兄弟の娘との結婚が許されているかもしくは preferred<sup>4)</sup> されているが、父の姉妹の  
娘とのそれは禁じられもしくは非難されている社会は父系親族集団をもっている社会であ  
ろう。また、父の姉妹の娘との結婚が許容されるかもしくは preferred されているが、母の  
兄弟の娘とのそれは禁じられもしくは非難される社会は、母系親族集団をもっている社会だ  
ろう。〔ibid ; 223〕

Homans と Schneider はこの II を特殊仮説と呼び、I を一般理論と呼んでいるが、それは  
II が I に i) という特定の仮説を導入することによって導き出されるものだからである。

さて、この特殊仮説 II が Lévi-Strauss の説明と真向から対立することは明らかである。  
すでにみたように彼は、lineality は交叉イトコ婚が母方であるか父方であるかには影響しな  
い、と主張した。ところが特殊仮説 II は逆のことを主張する。すなわち、父系 lineage は母方  
交叉イトコ婚と、母系 lineage は父方交叉イトコ婚と相関していると主張しているのである。  
この特殊仮説 II の意義を正確に理解するためには、一般理論 I および i) に含まれているさまざま  
な心理的推論を押さえておく必要があるが、それはあとで詳しく検討することにしよう。とい  
うのは、Homans と Schneider は彼らのこの特殊仮説 II を「統計的検定」にかけているのであ  
り、まずそれをみておいた方がいいからである。

彼らはまず、G. P. Murdock の “Social Structure” の中に挙げられている諸社会に  
ついて調べ、そのうち、父方交叉イトコ婚を禁じつつ母方交叉イトコ婚を許容ないし preferred  
している 1, 2 の社会のすべてが父系親族集団を持っていること、そして逆に母方交叉イトコ婚を禁

3) 以下、Homans and Schneider, 1955 への言及は H-S と略記する。また引用ページは、Homans,  
1962, におけるものである。

4) preferred は普通「優先」と訳されるが、この語の意味があとで問題となるので、英語を用いつづ  
けることにする。

じつつ父方交叉イトコ婚を許容もしくは preferred している 3 つの社会のすべてが母系親族集団をもっていることを示す。〔 ibid ; 225 - 6 〕したがって、「Murdock のサンプルに関する限り〔Homans と Schneider の〕仮説は確証された」〔 ibid ; 226 〕のである。

しかし、彼ら（のうちの一人の著者は、とことわっているが）はこの相関が余りに完全すぎると感じ、彼ら自身で民族誌資料にあたってみるべきだと考える。その結果、資料の疑しいものを除きまた新たな追加を行なって、結局 33 の社会が取り上げられた。それらについて、lineality と交叉イトコ婚との相関は表 I のようであった。

表 1

preferred marriage	親 族 集 団	
	父 系	母 系
母 の 兄 弟 の 娘	22	4
父 の 兄 弟 の 娘	2	5

この表について、彼らは「Fisher's Exact Test」によって統計的検定を行ない、 $P=0.009$  という結果を得た、すなわち、lineality と交叉イトコ婚の形態が無相関であるという仮定は危険率 0.009 で否定されるのである。ここでもまた彼らの特殊仮説 II は支持され、二つの軸が独立だという Lévi - Strauss の見解は否定される。

Homans と Schneider はしかしここで満足しない。というのも彼らのデータの中で 6 つの社会が特殊仮説 II に反しているからである。彼らはこの結果が仮定 i) が必ずしも常に妥当しないことによって生じたのではないかと推測し、彼らの一般理論 I は特殊仮説 II よりももっと現実に適合するのではないかと考える。そこで一般理論そのものをテストするために彼らの 33 の社会についてより詳しく民族誌資料にあたって法的権威の所在を確かめ、その結果として彼らは、「我々のリストにのっており、かつ我々が対人関係と法的権威の所在とについて何らかの情報を持っている社会のうち、我々の一般理論に直に例外となるのはただ一つしかない、すなわち父系 - 母方の Yir - Yoront 族である」と結論する。〔 ibid ; 249 〕

かくして Homans - Schneider の理論は事実に照して圧倒的な勝利をえたかのようにみえる。以上の結果は明らかに Lévi - Strauss の命題 II を否定するものであった。さらに命題 III について Homans と Schneider は、たしかに母方交叉イトコ婚はより頻繁であるが、しかしそれは父に法的権威が託される社会が、母の兄弟にそうされる社会よりも多いという（いかなる理由によってか今のところ説明はできない）事実、および彼らの一般理論 I とから帰結することだと言う。したがって、勝利者の寛容さをもって彼らは言う。「より穏やかに言えば、我々は Lévi - Strauss の final cause 理論が正しいか間違っているかを論じるものではなく、ただ、それが今や不必要であると論じるものである。」〔 ibid ; 249 〕

### 三

以上紹介してきた Homans - Schneider の議論が読者にどの程度説得的か分らない。もし彼らの議論を実際に読んで極めて説得的だと感ずるならば、実はその人は、人類学について何も知らないか、もしくは統計学についてなま半可な知識しかもたないかのいずれかである。もし R. Needham が周知の極めてすぐれた、が不完全な、反論を書き上げなかったとしても、筆者は単独でも大々的な反論を試みたことであろう。が、幸いにここに彼の遂条的でしかも、Homans

らが Lévi - Strauss に対して示したと同様の辛さをもってした Homans - Schneider への反論がある。

その前にまず、Lévi - Strauss 自身の反批判をみておこう。彼は、1958年に出版された“Anthropologie structure”の第十五章“Structure social”<sup>5)</sup>のある注の中で Homans - Scheider に対する反論を行なっている。彼はまず、「実際、父系出自をもつ社会は母系出自をもつ社会よりもはるかに多い。そのうえ、母方婚は父方婚よりもより頻繁である。かくして、もし分布がランダムに起ったなら、父系出自が母方婚と結びついた社会の事例がより多いと期待しうるし、したがって、私の批判者達によって主張されている相関は無意味であろう」と述べる。〔Lévi - Strauss, 1963 ; 322〕これはしかし、Lévi - Strauss にとっては不名誉な言明であった。というのは、Homans - Schneider が統計的にテストしていることはまさに、もし二つの所与の周辺分布<sup>6)</sup>のもとでランダムな分布が起ったとした場合、観測されたような分布が起る確率はどの程度であるか、というのであって、彼らはその確率が極めて低く、したがってランダムな分布が起っているという仮定は認めがたい、ということを示したのだからである。

Lévi - Strauss の次の反論はより実質的である。「経験的には二つのタイプの婚姻がそれぞれより頻繁に一つのタイプの出自と結びついているかもしれない。もしそうだとしたら、この統計的相関(論理的関連と混同されてはならない)は説明されなければならないだろう。私はそれが母系社会の不安定な性質の中につけられるかもしれないと思っている。というのも、母系社会では、相互性の長いサイクルを採用することがより困難であるのに対し、父方婚の極めて短いサイクルは母系社会に常にみられる葛藤によってはあまり損われることはないだろうからである。〔op. cit〕ここで彼の言う「母系社会に常にみられる葛藤」とは、集団の実質上の権威が常に男から男へと相続されるのに対し、系譜が女を通じて相続されることによって生じるさまざまな、心理的、構造的葛藤、とくに、自らの status を自らの息子にではなく、姉妹の息子へと移譲しなければならないことによって生じる葛藤、をさしているように思われる。

だが Lévi - Strauss の反論は短かく、その半分は誤っている。ここで、彼の代りをつとめるのが、R. Needham である。

彼の“Structure and Sentiment”は反 Homans - 親 Lévi - Strauss の立場を明確にうちだしており、Lévi - Strauss をしてその『親族の基本構造』の英訳の話があがった時、「その責任者は Needham に限る」と言わしめたといわれる。彼としては何といても現代の人類学界をリードする英米文化圏で彼の理論を強力に支持してくれたことが嬉しかったにちがいない。

Needham の議論はかなり多岐にわたっているが、彼自身がまとめているように次の三点が基本的な主張である。(1) Homans と Schneider は Lévi - Strauss の観点を誤解し誤って表現している、(2) 彼らは intensive な分析の代りに皮相な統計的相関を優先している、そして(3) 彼らの分析は基本的に全然社会学的ではなく心理学的であり、したがって社会学的問題の解決には不適當である。〔Needham, 1962 ; 3-4〕これらのうち第3の点は Homans としては「心理学的で何が悪い。社会現象はすべて心理学的説明が可能なのだ」と勇んで反論することであ

5) この論文そのものは、1952年にすでに発表されている。しかし時間的に言ってこれから紹介する注は、Anthropologie structurale にまとめられる段階で挿入されたものと思われる。引用はすべて英訳による。

6) 厳密には Fisher の Exact Test では、周辺生起数が所与となる。

ろうから、必ずしも噛み合った議論とはならない。よって、(1)および(2)の点を中心に Needham の議論を紹介、検討することにしよう。

Homans - Schneider が Lévi - Strauss の見解を誤解しているとされる最大の問題は、婚姻の “ preferential ” と “ prescriptive ” な規制の区別についてである。Needham は、Lévi - Strauss の理論は “ prescriptive ” な婚姻規制に関するものであって、 “ preferential ” なものに関してではないとする。ところが Homans - Schneider は、Lévi - Strauss の理論をまずもって preferential な規制に関するものだと誤解している。より正確には「彼らは実際には preference と prescription とを区別していない。」〔 ibid ; 12 〕

Homans - Schneider の第二の誤解は、Lévi - Strauss の交換理論が必ずしも系図上定義された母の兄弟の娘や父の姉妹の娘に関してではなく、分類上かく定義された個人々のクラスに関してであるのに、誤って、系図上の個人々だけに関するものと思っていることである。

第三の誤解は、Lévi - Strauss が一般交換の方が非連続的交換よりも “ a better integration ” をもたらすと言うときの、 “ better ” の意味に関するものである。Needham は、Lévi - Strauss はただ integration に関して better だと言ったのであって、社会に関して better だと言ったのではない、とする。〔 ibid ; 17 〕これと関連して、Homans - Schneider は Lévi - Strauss の “ organic solidarity ” の意味も誤解している。彼らは「 Lévi - Strauss にとっては、社会における各親族集団の婚姻上の分化 ( specialization ) が大きければ大きいほど、相互の依存がより高くなり、したがって organic solidarity もより大きくなる」と考える。〔 H-S, 1955 ; 209 〕しかし Lévi - Strauss が意味しているのは「体系的関係のタイプおよびそれによってもたらされる連帯効果」であって「単なる複雑さのような性質の大きさではない。」〔 Needham, 1962 ; 19 〕

最後は、Lévi - Strauss の「したがって、一般交換の構造が出自には全く依存するものではなく、ただその制度が調和的であるかないかのみ依存することは明らかである。」〔 Lévi - Strauss, 1969 ; 273 〕という言明の意味にかかわっている。Homans - Schneider はこれをもって、「母方交叉イトコ婚は lineality とは無関係である」と主張されているものとし、「我々は、Lévi - Strauss とは反対に、それが父系社会に起る傾向があると予言する」〔 H-S, 1955 ; 225 〕と主張するのである。しかし、と Needham は言う、Lévi - Strauss は両者の間に「いかなる必然的な関係」もなく「構造上」母方交叉イトコ婚は父系社会にも母系社会にも可能だと述べているのである。〔 Needham, 1962 ; 20-21 〕そして、Lévi - Strauss の「命題は母方規則が父系社会で “ 起る傾向がある ” というような統計的相関を主張するものでもない。」〔 ibid ; 21 〕

以上が Needham の指摘する Homans - Schneider の誤解である。筆者はその多くが正しいと思うが異論のない箇所がない訳ではない。それについては後で論じることにして、次に、Needham の統計的分析に関する批判をみることにしよう。

彼はまず、Homans - Schneider のデータには prescriptive な婚姻ルールをもつ社会だけでなく preferential なものまで含まれていることを指摘し、Lévi - Strauss の理論は prescriptive な規則に関するものだから単に preferential な規則をもつにすぎない社会は除かれなければならない、とする。その結果として残るのは 33 のうち 9 の社会だけであり、その分布は次表の通りである。

表 2

<u>Preferential Marriage</u>	<u>Decent</u>	
	P	M
M	8	1
P	—	—

したがって、Needhamは言う、「しかし我々が彼らのテストケースを調べるならば、そこには prescriptive な父方婚のケースは全然ないことが分る。このように、彼ら自身の証拠は prescriptive 婚のうちただ一つの形態としか関係しておらず、したがって、両方のタイプの表われ方の相異に関して彼らの説明がいかなるものであろうとも、それはいかなる支持も与えない。」〔Needham;1962;57〕

しかし考えてみれば、統計的検定は常にサンプルがランダムに抽出されていることを前提にしている。だが、「仮説の統計的検定に役立つような諸社会のランダムなサンプルを得ることは、実際上不可能である。」〔ibid;70〕<sup>7)</sup> この表現は、しかし舌足らずである。筆者は、社会をサンプルにした統計的検定の問題について後で詳しく論ずるだろう。

上の統計的データはしかしHomans - Schneider の特殊仮説Ⅱに関するものであって、その否定は必ずしも一般理論Ⅰの否定を意味しない。Needhamはそこで彼らの一般理論、すなわち、はたして法的権威の所在と交叉イトコ婚の形態とに相関があるかどうかを、彼らのサンプルについて検討し、ほとんど否定的な結果をうる。

Yir - Yoront 族、これはHomans - Schneider によって、彼らの特殊仮説には合致するが一般理論には背馳する唯一の社会とされたが、実際には母の兄弟は“avoid”されるのであって法的権威の所在ではない。したがって、この社会は彼らの一般理論にも矛盾しない。

Karadjeri 族、母の兄弟の娘との婚姻を行なうが、母の兄弟との接触はタブーである。

Siriono 族、これはHomans によってその特殊仮説には反するが一般理論には合致する、すなわち法的権威が父にあり、母の兄弟との関係は親密だとされた。ところが民族誌資料は「義理の親と子の関係が『最もよそよそしいもの』であり、『かくされた敵意が時に嵩じることがある』というものである」〔ibid;66〕ことを報告している。

Sherente 族、これも特殊仮説には反するが一般理論に合致し、法的権威は父にない、したがって父との関係は親密だとされた。しかし民族誌資料は幼年におけるばかりでなく後までも父が主なしつけ役を果していること、さらに重要なことに、婚姻が個人の好みを無視して両親によって決められることを報告している。

実際、Homans - Schneider の一般理論の検証は「全く驚くべきもの (quite extraordinary)」である。彼らは、そのサンプルのうち 22 の多数を占める父系-母方婚の社会について「母の兄弟との親密な感情的きづなのゆえにその娘と結婚するのだと報告されているHehe 族の informant に言及したあと、彼らは次のようにのべる。

7) ここで、原文では“non-random”となっているが、前後の文脈からして“random”でなければおかしい。もし、Needhamが“non-random”と意識的に書き入れたのなら、彼は“randomness”の意味について誤解していることになる。

われわれの社会のいずれについても、資料はかかる種類の明白な言明をもたらしてはいない。われわれは、にもかかわらず、感情的なきづなが、婚姻選好に先立つという意味において、その十分条件ではなくとも必要条件であると信じる。われわれはこれを立証する立場にはないが……〔H-S, 1955; 232〕

言いかえると、最も簡潔な表現を用いると、HomansとSchneiderは彼らの一般理論を支持するいかなる証拠も提示していない、丸っきり何もない( absolutely none at all )のである。著者たちの全く根拠のない信念のうえだけに立って、一体いかなる科学的命題をわれわれはなしうるといふのだろうか？ 私はこれについてコメントするのを控えたい。ただ、読者が上の引用文を熟読し、その全き意味を正しく評価されたいと願うのみである。〕〔Needham, 1962; 61〕

Needhamの文は辛辣であるがしかしそれは詳細な民族誌資料の報告のうえに立っている。むしろ、これらの報告そのものが間違っている可能性はある。しかし今問題なのは、資料が正しいかどうかということではなく、HomansとSchneiderがいかに資料を誤読し、資料には根拠のない単なる臆測を書き連ねたか、ということである。<sup>8)</sup>ほとんどの資料が実際には彼らの一般理論には合致しないような報告を含んでいるが、彼らはそれを完全に、そして恐らく意図的に無視している。このことをわれわれは後で、父方交叉イトコ婚を採用しているといわれる社会についてより詳しく述べるだろう。

#### 四

Needhamの反駁は豊富な資料の裏づけをもって徹底的であり極めて論理性に富んでいた。その後これに対する再反論として説得力のあるものは出ておらず、人類学者たちの多くはほぼNeedhamの側に基本的同意を示した。しかしながら、Homans自身による反論があり、またNeedhamの議論の中には不完全さないし誤りがない訳ではない。

まず重大な問題が、彼の preference と prescriptive の区別にある。反論の中で、Homansはこれに対し、「それは我々の議論には影響しない。なぜなら我々は prescriptive な規則のみに限らず、すべての“許容されたいし preferred ”規則を含めたからである」〔Homans, 1962; 250〕とのべて意に介していない。この点はしかも、Lévi-Strauss自身がNeedhamによる prescriptive と preferential との区別を彼自身の意図するところにあらず、と表明している<sup>9)</sup>ことによつてますます紛糾してくる。

まずLévi-StraussとNeedhamとの論争を処理しておこう。筆者の考えでは、混乱の原因はむしろNeedhamの方にある。Needhamによる定義は、preferential とは「そこに選択の可能性があること」を意味し、Tswana族を引いて、いくつかの婚姻可能なカテゴリーの中からあるカテゴリーが“prefer”される例をのべている。また prescriptive とは、「選択の欠如」を意味し、あるカテゴリーに属す誰かとの「婚姻が義務的である」ことである。〔Needham, 1962; 8-9〕これに対しLévi-Straussは、両者の区別は程度の問題であつて、

8) Needhamの批判は、Homans-Schneiderが使用しあるいは使用しえた資料のみによつていて、しかも前者がほとんどを占める。

9) Lévi-Strauss〔1965〕。これはNeedhamにとっては思いもかけぬ“裏切り”のように思えたい。彼は『親族の基本構造』の英訳本のEditor's Noteで特にこの点を論じるとともに、〔1971〕の中でも極めて辛辣にLévi-Straussにあたっている。またNeedhamの弟子、F. Korn〔1973〕もまたLévi-Strauss批判に急である。



「モデルのレベルでは preferential 体系でさえも prescriptive であり、prescriptive 体系は現実のレベルでは preferential にしかなりえない」とのべる。〔Lévi-Strauss, 1965;17〕ここで意味されていることを十分に理解するためには、彼の方法におけるモデルの意味の理解が必要不可欠だが、簡単に解説するところである。彼にとってあるカテゴリーの誰かとの婚姻が prescriptive だとは、強い意味では、Needham の意味するようにそれ以外のカテゴリーの誰とも婚姻が禁じられていることを意味する。ところが、たとえば母方交叉イトコ婚が prescriptive だと言っても、すべての個人がそのカテゴリーに属す娘としか結婚していないような社会は現実には存在しない。ある個人にとっては、そのカテゴリーに属し、適当な年齢の娘が全然存在しない、ということがあるだろうし、<sup>10)</sup> そうでなくとも、いわゆる近親婚の禁止——その範囲は一般に極めて広いが——によって禁じられている対象を除いては、原則的に婚姻可能であることが普通である。したがって、厳密な意味で prescriptive な体系というものは存在せず、ある範囲内の個人的な preference というものは常に開かれている。

Lévi-Strauss にとって重要な概念上の区別は prescriptive と preferential との間ではなく、elementary と complex との間に引かれるが、Needham はこの点を完全に無視している。elementary 構造とは「preferred 配偶者のほとんど自動的な決定へと導くような体系」であり、それに対し complex 構造とは「決定が経済的あるいは心理的であるような他のメカニズムにゆだねられている」ような体系である。〔Lévi-Strauss, 1969;xxiii〕むしろ再び両者は完全には区別できない。だが重要なことは、elementary structure と呼ぶことによって彼が婚姻体系の「規則」としての側面に焦点を当てており、「婚姻規則」の社会学的な意味を追求しているということである。

Needham が prescriptive と preferential を区別しようとした時、彼は恐らくその表面上の定義とは異なって、Lévi-Strauss と同様に、規則によって規定された行動パターンと、規則によってではなく、心理的な、経済的な要因によってもたらされる行動パターンとの区別を意図していたように思われる。この意味で、Needham の意図は Lévi-Strauss の elementary と complex の区別に一致する。だが、上に引用された定義、および彼が Homans の 33 の社会を分類するに際して採られた規準は、より強い意味での区別によっている。しかしこの区別が厳密に適用されている訳ではない。なぜなら、単に父方交叉イトコ婚のみならず厳密な意味で母方交叉イトコ婚を prescribe している社会はどこにも存在しないからである。

このようにして、Needham の Homans - Schneider 批判には一つの重大な欠陥がある。そしてこの欠陥は、彼の表 2 に基づくコメントをも無効にするものである。では次に、Homans Schneider の統計的検定について、独自の検討を加えることにしよう。

まず彼らのデータが正しいものと仮定する。彼らは Fisher の Exact Test で  $P=0.009$  という数字を出したが、通常の  $\chi^2$ -検定を行なってみると  $P=0.003$  となり、彼らの仮説はより強く支持される。しかし、 $\chi^2$ -検定は近似的検定であり、サンプル数が小さい時には誤差の大きくなる危険がある。また、Fisher の Exact Test は周辺分布ではなく、周辺生起数を所与として求められている。したがってここで、lineality と laterality とが独立であると仮定し、周辺度数を所与としたときの次の確率を求めてみよう。ここで、 $n_2$  は母系-母方婚の事例数、 $n_3$  は

---

10) P. Kunstadter ら(1964)は、現実の母方交叉イトコが適当な年齢で存在する確率をある確率モデルの上で求めて、30%前後の数字を出している。

$$P = \Pr(n_2 \leq 4 \text{ かつ } n_3 \leq 2 \mid n = 33)$$

父系-父方婚の事例数で、ともにHomans-Schneiderの特殊仮説IIにあてはまらないケースである。この結果は $P = 0.007^{11)}$  となり、 $\chi^2$ -検定の場合よりは大きな危険率となっているが、しかしなおも通常の統計的有意差のレベルには達している。(この数字は、二つの要因の独立性の仮定のもとで、現に得られたようなサンプルの分布もしくはそれよりもHomansらの特殊仮説に反するような事例が多く表われるような分布のえられる確率が0.007であることを示している。したがってもし独立性の仮定が正しいとしたら我々はそこから極めて稀にしか出現しない現象—1000のうち7—を得たことになる。すなわち、われわれが独立性の仮定を否定しても、この判断が誤っている確率は0.007である。)

ところで、われわれはまた彼らの特殊仮説と形式的には必ずしも矛盾しないところのLévi-Straussの命題Iをもち、その議論上の出発点でありまた論理的帰結として、母方交叉イトコ婚を採用している社会が父方婚のそれよりも多い、という命題IIIがある。この命題はHomansらもそのデータによって支持されると認めているが、統計的検定にはかけていない。彼らの33の社会のうち、母方婚のものは26、父方婚のものが7である。帰無仮説を「一方的交叉イトコ婚を採用しているという条件のもとで、ある社会が母方婚を採用している確率は父方婚を採用している確率に等しい」とすると、このサンプルによる有意レベルは、

$$P = \sum_{x=0}^7 \binom{33}{x} \left(\frac{1}{2}\right)^x \left(\frac{1}{2}\right)^{33-x}$$

となり、簡単な計算によって $P = 0.00066$ となることが分る。この数字は先のHomansらの特殊仮説の有意水準の十分の一以下である。すなわち、「母方交叉イトコ婚を採用している社会の方が父方婚を採用している社会よりも多い」という命題は、Homans-Schneiderの特殊仮説よりも十倍も確からしいのである!

HomansとSchneiderは、母方婚が多数であることについて、それがLévi-Straussの示唆するような機能主義的理由によってではなく、むしろ(いまだ知られざる理由によって)父系社会の方が母系社会よりも多いということと、彼らの特殊仮説とによって説明できる、と言う。これは興味深い示唆である。しかし、この二つの命題がともに成立する確率は明らかに特殊仮説自体が成立している確率より大きくはなく、したがってまた命題IIIの成立している確立よりはるかに小さい。正しさの確率の小さい命題によって、より確からしい命題を“説明”することができるとはいかなることであろうか。

いずれにしても、形式的な検定に関する限りではHomans-Schneiderの特殊仮説は傾向性としては支持される。だが重大な問題は検定の形式的な適用が妥当かどうかという点にある。まず第一の問題はサンプルがランダムに抽出されているかどうかであるが、これについては明らかに否と言わざるをえない。だがそもそも、社会をランダムに抽出するということはどういうことを意味するのだろうか。ランダム抽出、という場合には何れかの母集団が想定されていなければならないが、この場合母集団はいかなるものでありうるだろうか。地球上に今まで出現したすべての社会が母集団だとすると、明らかにわれわれはランダム抽出をあきらめねばならない、と

11) この計算は卓上電卓使用で約1時間半かかった。

いうのは過去の無数に近い埋もれた社会は決して抽出されることがありえないからである。次に、現存する社会のみに限ったとしよう。この場合には、かりに統計的検定の形式的な適用が可能であったとしても、その際検定されているところの命題は、理論的というよりは、ある歴史的な事実に関するものとなる。すなわち、何らかの相関が認められたとしてもその相関はただ有限個の事象に関するものであって、時と場所を超えた何らかの普遍命題に含められるものではない。本来無限個の事象に適用されるべき理論的命題を有限個の母集団の上で検定することはできないのである。

このように、社会のランダムな抽出ということには統計学理論上の困難があるが、さらには「社会」の概念が問題となる。この点は Needham も指摘しているが、ここには単に操作的な問題ばかりではなく、統計的検定理論上の問題が存在している。すなわち、統計的検定を行なおうとする場合、仮説が統計的モデルの形で述べられておらねばならず、そこでは個々の起りうる事象 (event) の定義が明確でなければならないのである。ところが、「社会」の概念が明確でない時、われわれはいかなる現実の現象が一つの事象を構成するのか判断しようがないのである。実際、「社会」の概念は普遍的で明確で操作的な定義をもたない。Homans はこの問題をほとんど無視している。

以上の理由により、いわゆる社会を単位とする統計的検定は、通常統計的検定が要求している条件を満たしていないと言わざるをえない。したがって、かりに形式的な手続きによって「統計的有意差」がでたとしても、それは統計的検定論が保証するような論理的意義をもちえない。<sup>12)</sup>

では、Homans - Schneider のサンプルは全然意味をもたないか、と言うと、そうは言えない。それは統計学上厳密な意義をもつものではないが、にもかかわらず依然としてそれが — もし正しければ — ひとつの事実であることは残る。そして、事実として説明を待っている。

さて、次の問題はしたがってはたして Homans - Schneider のデータが正しいかどうかということである。この点について筆者がかなりの正確さで言えるのは、父方婚を採用しているとされる7つの社会についてと、いくつかのオーストラリア部族についてであるが、結論として言えば、Homans と Schneider がほゞ明確に誤りだと言えるのは、Kandyu と Sherente の二部族だけであり、この二つがともに彼らの特殊仮説の例外となっていることから、このことは彼らにとって有利な事実である。

Kandyu 族は、母方の第一交叉イトコとの婚姻のみならず父の姉の娘との婚姻をも禁止し、父の姉の娘との婚姻を prefer している。また分類上の母の兄弟の娘との婚姻は可能なこともある。McConnel [ 1950 ] したがって、父の姉妹の娘のうち一方との婚姻が prefer され他方が禁じられるというのは、Homans - Schneider の特殊仮説で説明しようとする父方交叉イトコ婚には該当しない。

Sherente 族については Maybury - Lewis によって Nimuendajú の報告に疑問が寄せられているばかりでなく、Nimuendajú 自身どこにも父方交叉イトコ婚が prefer されていることを記してはいない。[ Maybury - Lewis, 1958 ] いずれにしても資料は不明確で父方交叉イトコ婚の事例として取り上げることはできない。

この二つの社会を Homans - Schneider のサンプルから除去すると、われわれは次のような表をうる。

---

12) これは、Homans - Schneider のみならず、すべてのかかる試みに妥当する。

表 3

	Patrilineal	Matrilineal
母方婚	22	4
父方婚	—	5

この結果はむしろ彼らの特殊仮説を強化する。すなわちこのサンプルをみる限り、彼らは特殊仮説はその形式上の言明において支持される方向にある。しかしながら、だからと言って彼らの一般理論およびその背後にある心理的説明が同様の支持を受ける、というのは早計すぎる。彼らの表現を借りれば、彼らが「間違っただけから正しい答えを出した」ということもありうるからである。

## 五

彼らの一般理論は法的權威の所在と一方的交叉イトコ婚の形態との相関をのべているが、その前提となっているのは次のような心理的あるいは行動論的諸命題である。

- (a) 父と母の兄弟との間において、法的權威の所在と親密さとは排他的でかつ網羅的な属性である。すなわち、もし法的權威が父にあれば母の兄弟には親密さがあり、また逆もいえる。
- (b) 法的權威のある個人に対しては“疎遠さ”“冷たさ”などの感情が存在する。
- (c) 父に対する感情は父の姉妹にも拡張される。

これら三つの命題は、読者にはどうみえるか知らないが、筆者には極めて厳しすぎてとても一般には成立しそうもないように思われる。しかしこれらは彼らの一般理論のための論理的必要条件をなしている。もし(a)が成立しなければ、われわれは法的權威が父にあるからと言って母の兄弟に親密さがあるとは言えず、したがってそこから母方交叉イトコ婚への傾向を予言することができない。もし(b)が成立しなければ、法的權威と親密さとが共存しえ、したがって法的權威の所在からはどちらのタイプの交叉イトコ婚への傾向が生じるかを予言することはできなくなる。また(c)は非常に重要である。もし(c)が成立しなければ、たとえば父に親密さがあるといっても父の姉妹については何も言えず、したがってその娘との婚姻の傾向については何も言えなくなる。しかし考えてみれば、命題(c)は極めて疑わしい。HomansとSchneiderが具体的にどんな心理的メカニズムを想定しているのか分らないが、父に対する感情がそのまま父の姉妹へ、単に姉妹だから（もしくは同一lineageの一員だから）という理由で、転移されるというのは、あまりにも子供じみた考えではあるまいか。

彼らの前提はこれだけではない。以下の命題において、“他者”とは母の兄弟もしくは父の姉妹のいずれかを指すものとする。

- (d) 他者に対してより親密に感じられれば、次のいずれかもしくは他の理由によってその娘との婚姻が促進される傾向がある。
  - (d-i) 親密であれば頻繁に訪れ、したがってその娘とも親しくなり易い。
  - (d-ii) 他者への感情がその娘へも転移される。

この命題は、我々の常識に必ずしも強く適合している訳ではないが — 我々の常識はこんな単

純な命題をむしろ疑う — , それに強く反している訳でもない。だが次の点は, Homans - Schneider の一般理論にとって必要不可欠であるにもかかわらず, 彼らによって全然注意されておらず, Needham も見逃している。

(e) 何らかの理由によって, エゴが女性である場合, (a), (b), (c), (d)の少なくともいずれか一つは成立しない。

というのは, もしすべて成立するとすると状況が男の場合と全く同じになり, 男にとって母方の交叉イトコ婚が好ましいならば, 女にとっても母方の交叉イトコ婚が好ましいものとなり, ある男が好ましいと思う母方の兄弟の娘にとって彼は父方の姉妹の息子であって好ましい婚姻の対象ではなくなる。とすれば, われわれは単に長大な片想いの連鎖を有するのみであって, どこにもその鎖を断ち切って結婚を成就させることはできない。このような帰結は明らかに Homans - Schneider の一般理論には合致しない。不思議なことに, 彼らは当然かかる論理的要件について考察していなければならないにもかかわらず, それが全くみられず, われわれはなぜ女性のエゴにとっては(a)~(d)のうちいずれかが成立しないか何も知らないのである。筆者はこれの解明を, Homans - Schneider を弁護したいと思う人に託そうと思う。

このように Homans - Schneider の一般理論はかなりの数の心理的命題の論理積として立てられているのであって, これら命題のうち一つでも成立しなければ一般理論は完全に瓦解する危険をもっているのである。逆に言えば, もし彼らの一般理論の正しさが実証されれば, それは極めて驚くべきことと言わねばならない。

この点について, われわれはすでに, Homans らが彼らのサンプルのうち一般理論に合致しないのはただ一つの社会だけだとのべたこと, そして Needham がそれを厳しく批判して, 彼らは実際には何も実証していないと指摘したこと, をのべてきた。筆者には, Needham はこの点について全く正しいと思われる。実際, Homans と Schneider は, 民族誌資料に法的権威の所在に関する記述がほとんどないにもかかわらず, 単に彼らの一般理論にとって都合の悪い他者(父もしくは母の兄弟)に法的権威があるとの報告が欠如していることをもって, その逆の他者に法的権威があると推測しているにすぎないことが多いのである。このような手前勝手な推測はまじめに取り上げるに値しないものである。

このことを説得的に論ずるためにはやはり資料を紹介しておく必要がある。われわれはそれを, Homans らによって父方交叉イトコ婚を採用しているとされた7つの社会についてみることにしたい。父方交叉イトコ婚の社会だけをとり上げるのは, それが交叉イトコ婚の中では極めて稀な制度であり, それと母系とのデータ上の相関について彼らの特殊仮説を支えている心理的説明とは異なる説明への示唆がえられるかもしれないと思うからである。また論理的に言って, もし父方交叉イトコ婚について彼らの一般理論が適用できないことが判明すれば, それは彼らの一般理論を否定するのに十分な証拠である。

まず, すでにふれた父系の2つの社会から。

Sherente 族についてはすでにのべたように資料が不完全である。Homans と Schneider は, 法的権威が父に託されていないことを指摘し, それが母の兄弟に託されている可能性があるとし唆している。[H-S, 1955; 241-2] しかしその根拠は, Nimuendajú が少年は8才くらいの時に一般に父のそれとは異なる“association”に参加する, とのべていることだけである。Maybury - Lewisはこの“association”の機能について疑問を呈しており, 少なく

とも今日ではそれは儀礼的な役割しか果たしておらず、むしろ父系 lineage が「部族の社会生活の中でこれまで考えられてきたよりもはるかに重要な単位である」と報告している。〔Maybury-Lewis, 1958; 132〕さらに重要な証言があって、彼は「少年とその母方のオジとの関係」は「相互に情愛深いもの」と述べている。〔ibid; 129〕これはHomansとSchneiderの推測を完全にくつがえし、したがってSherenteが真の母方交叉イトコとの婚姻を禁じていることは、父方交叉イトコ婚を採用しているか否かにかかわらず、彼らの一般理論を否定するものである。

Kandju族についてHomansらは彼らの一般理論に関与する資料がないとしている。すなわち法的権威が誰にあるのか明らかではない。しかしわれわれはもっと積極的にこの部族を彼らの一般理論に反するものとして考えることができる。その一般理論には父の姉を父の妹と区別する何の理由も与えられていないことに注意しよう。かりに父との関係が親密なものだとして、それが父の妹へは転移されても姉へは転移されないということは予想されていない。しかし実際にKandyu社会では父の妹の娘との婚姻はpreferされているが姉の娘とは禁止されているのである。ここには、Homans-Schneiderが考えたような心理的メカニズムではなく、もっと構造的な理由が存在していることはほぼ確かである。

次に母系の5つの社会をみてみよう。

これらについてHomansとSchneiderは「対人関係と法的権威の所在に関する証言は、Trobriandersを除いて、貧弱であるが、しかし手に入るものはすべてわれわれの一般理論と適合(in accordance with)している。再び、われわれは正しい理由によって正しい帰結をえたのであった」と述べている。〔H-S, 1955; 236-7〕だがこれほど奇妙な論理はない。彼らは、データの無いことをもって、彼らの理論が支持されると結論しているのだ。

こうしたごまかしは、しかしすでにNeedhamによって指摘されているのでこれ以上繰り返すのは止めよう。まずHaida族について、Homansらは少年が10才くらいの時から母の兄弟の所で住むようになるという事実から、彼に法的権威があることを推測している。だがこのことから、父の姉妹あるいはその夫との関係が親密なものだと結論することはできない。Haida族においては一般に、首長のオイを除いて、父方の交叉イトコ、だが必ずしも真のではなく分類上の、との婚姻がpreferredされているから、妻の母と父はそれぞれ分類上の父の姉妹とその夫である場合が多い。そして、こうした妻の両親との人間関係についてMurdockは“尊敬respect”や“遠慮restraint”あるいは“忌避avoidance”で特徴づけている。

〔Murdock, 1934; 373-5〕これはむしろ自然発生した感情関係というよりは、社会的に規範化された感情関係とみなす方が合理的であろう。だが、そうだとするとわれわれはHomans-Schneiderが想定しているような心理的メカニズムではなく、やはり構造的な特性を扱っているのである。

次の問題は、Haida族がHomansらの言うような意味で父方交叉イトコ婚とは言えないということである。まず、首長の姉妹のオイにとってはpreferentialな対象は首長の娘すなわち母の兄弟の娘である。この点についてHomansらは「首長の場合は考察から外すことにした」〔H-S, 1955; 228〕としているが、Needhamは「かかる首長の婚姻はHomansとSchneiderの理論に対する反証して考えることができる。すなわち、それらは感情が、この場合、ランクや政治権力に屈服することを示しているのと解釈できるのである」と正しく批判する。〔Needham, 1962; 103〕さらにまた、交叉イトコ婚といっても必ずしも第一交叉イトコとのそれではなく、しかも母の兄弟の娘との婚姻もそれが父と同じclanに属するのでなければ許容されているこ

とからすれば、法的権威 — それが誰にありと — の所在が婚姻のタイプと相関しているという Homans らの理論は適用のしようがないであろう。

Ila 族について、Homans らはまずそれが十分に母系ではないことをことわった後で、にもかかわらず彼らの一般理論には適合すると主張する。すなわち、Smith と Dale は Ila 族では “avunculi potestas オジ権” が “patria potestas 父権” にまさっていると報告しているのである。〔Smith and Dale, 1920, I; 319-20〕この社会に関する Smith と Dale の報告には、しかし曖昧さがある。彼らは一方で、「父の姉妹の娘とは結婚することができ、母の兄弟の娘とは結婚できない」とのべているが、そのすぐ下で、「4つの可能なイトコ婚のうち、Ba-ila 族は今日ただ一つだけを許している。私は父の姉妹の娘と結婚することができるが、しかし、関係の規則に従って彼女は私にとって mukwesu なので、私は彼女と結婚してはならない。」〔ibid; 319〕明らかにこの文は自己矛盾している。筆者は最後の文が誤っている可能性が高いと思うが、確かなことは分らない。Needham は最後の文をとり上げて、父方交叉イトコも禁止されていると指摘しているが、〔Needham, 1962; 104〕これは balance を失した結論である。

注意すべきことは、Ila 族が preferential な父方イトコ婚をもっているとは言えないことである。このタイプの婚姻はせいぜいのところ単に許容されているにすぎない。われわれはどのようなタイプの婚姻が多いのかあるいは prefer されているのかについて何も知らない。したがって、法的権威と婚姻のタイプとの相関は Ila 族によって実証されない。さらにより積極的に Homans らの一般理論にとって不利な事実が存在する。それは取り決め婚 (arranged marriage) の存在で、Smith と Dale はこれが恋愛婚よりも一般的だと証言している。〔Smith and Dale, 1920, II; 46-7〕これには二つのタイプがあって、その一つは少年の母とその姉妹によって arrange される。他の一つは、年長の男と幼い女の子とのものでオーストリアの原住民社会によくみられる形式によく似ている。<sup>13)</sup> いずれにしてもこのような arranged marriage の場合、Homans と Schneider が想定しているような心理的メカニズムが働いているとは考えがたい。

Tismulun 族における法的権威の所在については Homans らも根拠のない推測は行っていない。この社会で彼らにとって問題なのは、それが単純に父方交叉イトコ婚を採用している訳ではないということである。「年長者の言うところによれば、男は彼の母の兄弟の娘の娘かもしくは父の姉妹の娘と結婚すべきである。かかる婚姻はむしろ強制的なものではないが、正しいものとして是認されたのである。」〔Deacon, 1929; 212〕これについて Homans と Schneider はエゴの母の兄弟の娘の娘が彼の母系後継者すなわち彼の姉妹の息子にとって、父の姉妹の娘に当る、とのべているが、このことが彼らの理論にとってどういう意味をもっているのか不明である。しかし、彼らの一般理論との関係ではむしろこのカテゴリーが、それによって疎遠だと予測されるところの母方の交叉イトコの娘であることに注意した方がいいだろう。彼らの一般理論によっていかにこの疎遠な関係がその娘において親密さへと変換させるのか疑問である。

Tlingit 族に関して Homans - Schneider は、まずその「理想的な」婚姻は明らかに父の姉妹の娘とであると述べ、さらに、法的権威が母の兄弟にあり、父との関係は親密なものであることを示唆している。〔H-S, 1955; 235-6〕このうち、法的権威の所在はほぼ問題はない。父との関係は、De Laguna によって単に息子とのみならず娘とも強調されており、こ

13) たとえば、Seiyama (1976), F. G. G. Rose (1960) を参照。

の点命題(e)の成立にとって不都合である。しかしそれ以上に重要なのは、Tlingit 族は単純な父方交叉イトコ婚を採用している訳ではないことである。De Lagunaの証言は以下の通りである。「婚姻の理想的な形態は男を彼の父の sib および lineage と結びつけるものである。……父の line の女性とのかかる婚姻は、preferably には父の姉妹あるいはその娘（ともに“オバ”と呼ばれる）とのものだが、“royal marriage”と称される。」〔De Laguna, 1952; 6〕「位階の高い若い女は彼女の父の後継者、すなわち彼女の父方のオジあるいは交叉イトコ（父の姉妹の息子）、と結婚することが期待される。」〔ibid; 7〕さらに、「近い血縁（オジ、オバ、第一イトコたち）との婚姻はもはや行なわれていない。しかし、血縁のないあるいは薄い関係にしかなくてかかる是認された分類カテゴリーに属す者との婚姻は依然として好ましい配偶者である。」〔ibid; 6, note〕これらの証言は明らかにHomansとSchneiderの理論に矛盾する。なぜならそれは、法的権威が母方のオジにある時、真の父の姉妹の娘との婚姻への傾向を予言するものだからである。また位階の高い女性については、Haida族の場合と同じように、理論との矛盾は完全で絶対的である。

最後に、われわれはTrobriand島民について考察しなければならない。この社会が母系で父方交叉イトコ婚を持つということは、Malinowskiの報告以来よく知られていることである。HomansがLévi - Straussを読んでまずはじめに反証例として思い浮べたのが、この社会であった。

なかでもLévi - Straussは母の兄弟の娘との婚姻への preference がその逆の父の姉妹の娘との婚姻よりも多くの社会で起っているのは、それが社会のよりよい組織化をもたらすからだ、社会にとってよいからだ、と論じていた。……これは再び機能主義であった、そして私はそれを採るつもりはなかった。私は父の姉妹の娘との婚姻を行なっている社会の一つがMalinowskiのTrobriand島民であることを知っていた。私はまた、Trobriand族がエゴへの法的権威をその母の兄弟に託しており、したがって、エゴは父および父の姉妹と“近い（close）”ことを知っていた。私はこの父方婚においてばかりでなく母方婚においても婚姻は感情のきづなに従うのではなからうかと考えた。」〔Homans, 1962; 32〕

このように、TrobriandはHomansとSchneiderの理論の糸口であり、その一つの重要な証拠であった。では、はたしてこれが本当に彼らの理論を支持しているかどうかMalinowskiにたずねてみよう。

彼はまず、marriages d'amour、すなわち、いくつかの社会的制約 — clan 外婚制など — のもとにおける自由選択の結果としての個々人の好みと愛情による結婚について語っている。彼はこのようなタイプの婚姻が多いことを指摘している。これに関する記述の中では、交叉イトコ婚については何も語られていない。〔Malinowski, 1929; 65-80〕交叉イトコ婚について言及されるのは、「幼児婚約 infant betrothal」に関連してだけであり、次のように表現されている。

この第二のタイプの婚姻で非常に重要なことは、幼児婚約が常に交叉イトコ婚を伴っているという事実にある。原住民の考えにおいて最も婚姻に適した二人 — 男の息子とその姉妹の娘であるが — は幼児のときに婚約を結ばれる。父の姉妹の娘が彼女のイトコの小さな男の子にとって年をとりすぎている時は、彼女の娘が彼女にとって代わられる。原住民の法体系ではこの二人はこの婚姻にとっては同等である。〔ibid; 81〕



この証言が Homans と Schneider の理論にとって何を意味するかは明白であろう。すなわち、Homans によって彼の「感情が婚姻タイプを規定する」というテーゼの有力な事例と考えられたところの Trobriand 島の父方交叉イトコ婚は、当事者の「感情」が働きようもないその幼児期に決められるのである！「幼児婚約による婚姻では子供が幼児の間に両親によって約束がなされる。少年と少女とは、……彼らが自分自身で選択できる前にお互いに結び合わされているのである。」〔op. cit.〕しかも、このタイプの婚姻では、父の姉妹の娘と彼女の娘とは同等であるとされる。この同等性が「構造」によってであって「感情」によって規定されているのではないことは疑いない。

この事実、すなわち交叉イトコ婚が幼児婚約と結びついていることは、Needham によって注目されてはいない。しかし、それが Homans と Schneider の理論に対する明白な裏切りであることは明らかである。Homans は、その出発点において、経験的事実を誤解していたのである。

以上われわれは父方交叉イトコ婚を採用しているとされる 7 つの社会について、果してそれらが Homans - Schneider の一般理論を支持するかどうかを調べてきた。結論は、これらの社会のいずれもその理論を支持するものではない、ということである。われわれは婚姻規則が、感情によってではなく、むしろ構造によって規定されているらしいことの数多くの状況証拠をみた。それらが実際どのように規定されているかは、不明であるが、それを追究することは本稿の任務ではない。われわれはただ、その特殊仮説の外見上のもっともらしさにもかかわらず、Homans と Schneider の説明は単に支持されないのみならず、ほとんどの事例で明白に拒否されねばならないことを確認すればいい。

## 六

われわれは交叉イトコ婚をめぐる功利主義的個人主義と機能主義との対立を概観し、一見データは前者を支持するようにみえるが、実際はそれを拒否するものであることを知った。以上の考察はむろん決して Lévi - Strauss の説明を積極的に支持するものではない。われわれはただ Homans と Schneider の説明を拒絶することができることを知っただけにすぎない。Lévi - Strauss が支持されるかどうかはまた別問題である。

交叉イトコ婚を中心とする親族構造研究に関してその後の展開を少し述べておく。Needham の反論に対する Homans の再批判は弱々しいものであった。C. Ackerman [1964] は後者のもとに、Needham の Purum 社会分析に対する批判を書いたが、それは統計学を少しでも知っている者ならともおかしような愚かな間違いを含んでいた。Schneider は Homans を離れ、その後極めて構造論的と言える分析を母系社会の本質的不安定性について行なっている。〔Schneider and Gough, 1961〕

Lévi - Strauss 派がでは安泰かという、それどころではない。prescriptive と preferential に関する仲違い以後、Needham とその弟子たちは Lévi - Strauss に対する激しい批判を繰り上げていく。〔Needham, 1971〕論争を促進しているひとつの原因には、近年古い民族誌資料の再検討がどんどん行なわれ、これまで考えられていた事実が誤りであると判明することが少なくないこともある。<sup>14)</sup>このような中で、Lévi - Strauss も今日では彼の『基本構造』の論旨の中に古ぼけてしまったもののあることを認めている。それは出自理論に対する親族の同盟理論という新しいパラダイムを提出したが、今日ではそのいずれも完全なも

14) たとえば Deacon [1927] に対する Schefflen [1970] の新報告、Murngin 族に関する Shapiro [1967, 1968, 1969] の新報告。

のだとはみなされてはいない。明らかに親族構造の研究は今日新たなパラダイムの模索のための準備段階にあるといえる。

それでもなお、われわれは *Homans v. s. Lévi - Strauss* 論争から、規範の生成および存続に関して有意義な示唆をうるができるように思われる。*Homans* の *Lévi - Strauss* 批判の動機には正しいものがあり、それは、*efficient cause* なしには *final cause* はないということ、すなわち、規範が生成、維持されるためには、そのような帰結をもたらすような個々人の行動が存在しなければならないということである。これは疑いようのない真理である。だが、彼がさらに一步進んで個々人の主観的な動機づけが生成されたり維持されたりする規範の内容と直接に整合的だと主張しようとするとき、それは誤ったものとなる。規範とは社会的なものであり、そのようなものとして、個々人の動機の直接的な結果としてではなく、その意図されない結果として、あるいは無数の個々人の働らきによってある特定個人の意図を超えたものとして生成されたり維持されたりすることがある。たとえば、規範ではないとしても、完全競争市場において決まる価格体系はかかる超個人的な性格をもっている。このような事実から明らかに、われわれは *Homans* の素朴な心理主義を受け入れることはできない。

規範の存続に関してもう一つ注意すべきことは、それに関して一種の「自然淘汰」原理が働いている可能性を認めることである。それを採用することによって社会の統合が弱まり、外の社会からの攻撃に対して脆弱となるような制度、規範は、当の社会そのものが崩壊する可能性が大きい。生存する可能性が小さくなるだろう。また、論理的に自己矛盾しているような制度・規範、複雑すぎて成員による履行の困難なものは、それにとって代わるより論理的でより単純な制度・規範との競合 — それはむしろ保守と革新のように具体的な個々人の間の闘争にならわっているのだが — に勝てないだろう。すべてこのようなことは常識的である。だが、心理主義もそしていわゆる構造機能主義も、かかる常識をうまく自らの図式の中にとり込んではいない。*Homans* は *Lévi - Strauss* をラマルクに、自らをダーウィン派に比しているが、これは逆であって、用不用説を説いているのはむしろ *Homans* であり、*Lévi - Strauss* は自らそう言うように *neo - darwinian* と言うべきだろう。〔*Lévi - Strauss*, 1965; 14〕

最後に、規範の心理主義的説明に本質的に問題なのは、「もし規範が個々人の動機づけに合致しているのなら、なぜそれはわざわざ規範として強制されねばならないのか」という問題を生じさせることである。<sup>15)</sup> この点に注意しながら、しかし *A. Heath* は奇妙な結論を下している。「連帯は結局は集合財であり、したがってどの個人にとってもそれを達成するための動機づけはほとんどない。」このことから彼は、習慣的なものは義務的になるという *Homans* の議論が正しいかもしれぬ、と結論するのである。〔*Heath*, 1976; 169〕「」内の議論は *M. Olson* のモデル〔*Olson*, 1965〕に依存しているが、このモデルは次のことを完全に無視しているのである。すなわちある個人にとっては集合財の追求のために貢献することが個人的な効用を増すことになるかもしれないこと、そして社会はかかる個人に対して、榮譽、名声、あるいは物質的見返りをもたらすような制度をすでに導入しているかもしれないこと、そして、そのような制度を少しでも多く導入してきた社会が結局、生存競争に勝ってきたかもしれないこと、をである。

---

15) 〔*Lévi - Strauss*, 1963; 322〕に指摘されている。

#### BIBLIOGRAPHY

- Ackerman, C. 1964. Structure and Statistics: The Purum Case. American Anthropologist, 66: 53-65.
- Deacon, A.B. 1927. The Regulation of Marriage in Ambrym. Journal of the Royal Anthropological Institute, 57:315-42
- 1929 Notes on Some Islands of the New Hebrides. Journal of the Royal Anthropological Institute, 59:461-515.
- De Laguna, F. 1952. Some Dynamic Forces in Tlingit Society. Southwestern Journal of Anthropology, 8: 1-12.
- Ekeh, P.P. 1974. Social Exchange Theory: The Two Traditions. Cambridge: Harvard University Press.
- Heath, A. 1976. Rational Choice and Social Exchange. Cambridge: Cambridge University Press.
- Homans, J.C. 1962. Sentiments and Activities. Glencoe: Free Press.
- Homans, J.C. 1955. Marriage, Authority, and Final Causes: A study of unilateral cross-cousin marriage. In Homans[1962].
- Korn, F. 1973. Elementary Structures Reconsidered: Lévi-Strauss on Kinship. London: Tavistock.
- Kundstadter, P. et al. 1964. Demographic Variability and Preferential Marriage Pattern. American Journal of Physical Anthropology, 21:511-19
- Lévi-Strauss, C. 1963. Structural Anthropology. New York: Basic Books.
1965. The Future of Kinship Studies. Proceedings of the Royal Anthropological Institute: 13-22.
1969. The Elementary Structure of Kinship. Boston: Beacon Press.
- Malinowski, B. 1929. The Sexual Life of Savages in Northwestern Melanesia. London: George Routledge.
- Maybury-Lewis, D.H.P. 1958. Kinship and Social Organization in Central Brazil. Proceedings of the 32nd International Congress of Americanists: 123-35. Copenhagen.
- McConnel, U.H. 1950. Junior Marriage Systems: Comparative Survey. Oceania, 21
- Murdock, G.P. 1934. Kinship and Social Behavior among the Haida. American Anthropologists, 36:355-85.
- Needham, R. 1962. Structure and Sentiment: A test case in social anthropology. Chicago: The University of Chicago Press.
- Needham, R., ed. 1971 Rethinking Kinship and Marriage. London: Tavistock.
- Olson, M. jr. 1965. The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups. Cambridge: Harvard University Press.
- Radcliff-Brown, A.R. 1935. On the Concept of Function in Social Science. American Anthropologist, 37.
- Rose, F.G.G. 1960. Classification of Kin, Age Structure, and Marriage amongst the Groote Eylandt Aborigines. Berlin: Academie-Verlag.
- Scheffler, H. W. 1970. Ambrym Revisited: a preliminary report. Southwestern Journal of Anthropologist, 26:52-66.
- Schneider, D.M. and Gough, K., eds. 1961. Matrilineal Kinship. Berkeley: University of California Press.
- Seiyama, K. 1976. A Reinvestigation of Australian Aboriginal Kinship Systems. Unpublished mimeograph: Harvard University.
- Shapiro, W. 1967. Preliminary report on field work in northeastern Arnhem Land. American Anthropologist, 67. 353-55.
1968. The Exchange of sister's daughter's daughter in northeast Arnhem Land. Southwestern Journal of Anthropology, 24: 346-53.
1969. Semi-moiety organization and mother-in-law bestowal in northeast Arnhem Land. Man, 4: 639-40.
- Smith, E. W. and Dale, A, M. 1920. The Ila-speaking Peoples of Northern Rhodesia. 2 vols. London: Macmillan.